

※所得に関する証明書について

願書に「閲覧承諾印」を押印した方は、教育委員会が市税課税台帳等を閲覧しますので証明書は必要ありません。ただし、平成31年1月2日以降に西宮市に転入された方は、西宮市では所得の確認ができませんので、前住所地の市役所等で「平成31年度（2019年度）市民税・県民税課税証明書」の発行を受けて添付してください（コピー可）。両親ともに所得がある場合は両方の証明書が必要です。

源泉徴収票や特別徴収税額の決定通知書のコピー等では受付できませんのでご注意ください。

※平成30年中の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので申告を済ませてください。

※現在失業中の方は、「雇用保険受給資格者証」の写し等の証明書類を添付してください。

※児童養護施設に入所している生徒は、在籍証明書を添付してください。

※生徒が遺児（両親と死別など）に該当する場合は、願書裏面の特記事項欄に理由を記入し、内容が確認できる戸籍謄本等を添付してください。（写し可）

4 給付予定日

前期分（4～9月分） 令和元年10月15日（火）

後期分（10～3月分） 令和2年3月19日（木） ※途中申請の方は別途給付

【令和元年度（2019年度）高校奨学生選考基準（基準所得等）について】

保護者（両親ともに所得がある場合は合算）の平成30年中（平成30年1月～12月）の総所得金額が、下表の基準所得以下であること。

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準所得	142万円	201万円	259万円	314万円	371万円	423万円

※6人を超える場合は、1人増すごとに64万円を加算する。

(注) 1 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

2 家族数とは、両親と、両親の扶養控除の対象になっている人と、両親が養育する16歳未満の子を加えた数です。家族数が6人を超える場合の基準所得は、1人増すごとに64万円を6人の基準所得に加算した額とします。

3 次の特別事情に該当する場合は、相当額を総所得金額から控除することができます。

特別事情	所得額から控除する金額
家族に障害者がいる場合	障害者1人につき 32万円
家族に修学者がいる場合	①本人を含む国公立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部を含む）の生徒1人につき 12万円 ②本人を含む私立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部、朝鮮高級学校を含む）の生徒1人につき 50万円 ③国公立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 54万円 ④私立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 88万円
保護者等学資負担者が失業中の場合	教育委員会が認めた金額

4 申込者多数の場合、教育委員会が奨学金の必要度が高いと認める者から順に選考します。